

○農文
林部科学省
水産省令第
国土交通省

号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十条の二第二項（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

文部科学大臣 関 芳弘

農林水産大臣 築 和生

国土交通大臣 井林 辰憲

文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施

行規則（平成二十年農文
林部科学省
水産省令第一号）の一部を次のように改正する。
国土交通省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	(住民等による提案) <u>第三条</u> 法第十条の二第二項の規定により計画提案を行うとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。 一 歴史的風致維持向上計画の素案 二 法第十条の二第二項の同意を得たことを証する書類 (都市再生推進法人による提案) <u>第四条</u> 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の十六第二項において準用する法第十条の二第二項の規定により計画提案を行うとする都市再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。 一 歴史的風致維持向上計画の素案 二 都市再生特別措置法第六十二条の十六第二項において準用する法第十条の二第二項の同意を得たことを証する書類
改正前	(新設) (新設)

附 則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月 日）から施行する。